



## 「福岡いのちの電話」の今、これから

福岡いのちの電話 理事長  
**林 幹 男**  
(九州情報大学副学長)



### 1. 新しい組織体制～社会福祉法改正への対応

社会福祉法の改正に伴い、平成29年度から社会福祉法人格を有する全ての組織・団体は、国が定める新しい法律に則った定款に改め、運営することが義務づけられることになりました。これは、特定の資産を基に福祉事業を営む施設・団体の適正な運営を期待する国の施策の一環です。しかし、「福岡いのちの電話」のように固有資産を有しないボランティア団体にも等しく適用される法律であるため、昨年来、理事会でも検討を重ね、新法に則った社会福祉法人としての定款への改定など、組織・運営体制を整え、今春、福岡市に再申請し認可されたところでした。新しい定款の最も大きな改訂点は、理事会と評議員会の役割と位置づけの転換です。当該団体の事業の公益性を担保する意味での理事会（理事長）の組織運営（経営管理）の適正さが厳しくチェックされる構造になったといえますが、幸か不幸か、特定の固有資産を有さない私ども「福岡いのちの電話」にあっては、特別に新たな運営転換をはかる必要はないように思われます。これも、発足以来、関係者全員がボランティア精神でそれぞれの役割を担ってきた自負と実績に依るところです。その意味で、組織運営の形式は変わりますが、実質的には従来通りのかたちで皆様方のお力を貸していただければ大変ありがたく存する次第です。

### 2. 活動の現況

#### (1) いのちの電話活動の多様化

いのちの電話は、一般市民（ボランティア）による善意と素朴な支援スタンスで、日常におけるさまざまな苦悩に直面されている方々の声に電話という手段で耳を傾け、共に考え、通話者が自殺という手段でない対処や方法の途を見い出されることを手伝う活動です。今日の社会・経済的動向や生活様式、コミュニケーション媒体の多様化等を背景に、通話（相談）者のニーズに応えるために、現在、「福岡いのちの電話」は次のような応談体制と手段をもって活動しています。

- ①「通常電話相談」 24時間年中無休体制での電話相談。
- ②「自殺予防いのちの電話」 全国のいのちの電話が毎月10

日（24時間）にフリーダイヤル（通話料無料）方式で実施する自殺予防に特化した電話相談（厚労省補助事業）。

- ③「インターネット相談」 電話でなく、インターネットを介したメールによる相談。電話と違って、相談（メール）を受けた後、一定の時間を介してメールで返事。

- ④「その他」 この1年、熊本地震被災者支援として「フリーダイヤル熊本いのちの電話」相談を主に九州内のいのちの電話が連帯して対応。

#### (2) 目下の課題

上記の通り、いのちの電話への期待とニーズの高まりへの対応は、当然ながら、さまざまな課題をもたらしています。中でも以下の2点は、今後の「福岡いのちの電話」の存在、役割の遂行に大きな影響をもたらしかねない課題と受け止めております。

- ①「相談ボランティアの高齢化と減少」 これも社会状況の反映ともいえますが、現在、活動に参加していただいている相談員は約180名（10年前比約25%減）。しかも総じて高齢化とともに、ご自身も含めご家族の事情（介護等）から以前のように時間と労力の提供は難しくなる傾向が見られます。一方、新たに加わっていただくボランティアは減少傾向にあり（これも今日の社会・経済事情の反映でしょう）、結果として個々のボランティアへの負担加重、事業の安定的運営に苦慮する状況をもたらしかねません。

- ②「財政基盤の安定的確保」 言わずもがなではありますが、非営利ボランティア活動団体の運営に要する経費は基本的に市民からの支援（寄付等）に依るところが大きいです。今日の経済状況下での運営は大変厳しくなっています。自助努力として、後援会や企業・団体様のご協力（自販機等の販売手数料からのご寄付等）のお願いにも理事を初めとした役員も足を運ぶ努力をしているところです。

このような状況にある「福岡いのちの電話」の現在ではありますが、関係者一同、志を一つに頑張っております。引き続き、皆様のご理解ご協力を賜りたく、活動状況のご案内かたがたご挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。